



八郎瀉町 環境基本計画

令和4年3月

八郎瀉町



はじめに

八郎潟町は、秋田市の北に位置し、東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00km²であり、県内で最も小さい町です。南東は五城目町に、北は高岳山系の稜線で三種町に、西は干拓事業により誕生した大潟村と承水路を隔てて接しています。地形としては町のほとんどが開けた平野となっています。気温の変化は沿岸平野の特徴から内陸部より温暖であり、県内では降雪量が少ない地域でもあります。また、自然災害が少ないことも特徴の一つです。

南北をJR奥羽本線と国道7号、秋田自動車道が並走し、中心部にJR八郎潟駅が位置し、秋田自動車道の五城目・八郎潟ICへのアクセスも容易であります。また、東は国道285号を経由して大館・鹿角方面へ、西は男鹿半島や八郎潟干拓地の玄関口として県道と結ばれるなど、交通環境に恵まれており、秋田市・能代市の中間地点に位置する立地性も起因し、秋田市の通勤圏域にもなっています。

昨今の環境問題は、身近な生活環境から地球環境まで広範多岐にわたっておりますが、その原因の多くは、私たちの日常生活や事業活動による環境負荷の積み重ねであります。これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが、身近な自然を守り、限りある資源を大切に思う行動を、小さなことであれ継続していくことが重要です。

本計画は、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものであり、環境問題に対し、私たちの日常生活からの原因・課題を整理し、町民・事業者・行政の協力体制をつくるものとなります。そして、地域から環境問題を解決していくための重要な骨組みとなり、もって八郎潟町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであります。

計画において目指すべき環境像とした「快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり」の実現に向け、本計画を着実に実行し、積極的に環境の保全に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たりご審議をいただいた八郎潟町環境審議会委員の方々をはじめ貴重なご意見に感謝申し上げます。

令和4年3月

八郎潟町長 畠山 菊夫

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象地域	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の期間	5

第2章 八郎潟町の現状

1 八郎潟町の概要	7
2 水資源の現状	11
3 廃棄物処理の現状	15
4 生活環境の現状	17
5 エネルギーの循環・有効利用の現状	18

第3章 計画の目標

1 基本目標	20
2 基本方針	20
3 施策の体系	21

第4章 施策の展開

1 豊かな水環境の保全	23
2 廃棄物の減量及び資源の循環的利用	25
3 生活環境	27
4 地球環境	28
5 生物多様性	29
6 住民参加	30

第5章 計画の推進

1 町民、事業者、行政の役割の明確化	32
2 計画の進行管理	33

資料編	35
-----	----

第1章

計画の基本的事項

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の目的

八郎潟町環境基本計画（以下、「本計画」）は、八郎潟町の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、八郎潟町環境基本条例に基づき策定するものです。

<参考条例>

八郎潟町環境基本条例より

（基本理念）

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合うための公平な役割分担によつて、将来の町民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全は、資源が有限であり、環境の復元力もまた限界があることを認識し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的発展が可能な社会が築き上げられるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（環境基本計画）

第10条 町長は、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ八郎潟町環境審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、周知しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

現在、地球の環境はかつてないほど急激に悪化しており、各種の環境問題に対して、世界中の取り組みが必要となっています。特に、地球規模で進行している地球温暖化、生物多様性の危機、廃棄物問題は喫緊の課題とされています。

経済活動の拡大によって、温室効果ガスによる地球温暖化、酸性雨による森林被害などが次々と確認され、地球規模で環境問題が深刻化しています。

これまでの先進諸国における資源・エネルギーの大量消費を前提とした経済システムやライフスタイルに変革が求められています。また、急速な発展を遂げつつある発展途上国の産業構造は、一般に高環境負荷型・エネルギー多消費型とされており、世界的なエネルギー・環境問題への抜本的な取り組みが必要とされています。

我が国においても、適正処理や再使用・再生利用にむけた法律制度が相次いで整備され、日常的に環境への影響について意識するようになってきました。地球温暖化を防止するため、脱炭素社会や循環型社会の形成に向けた、さらなる取り組みが求められています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、電気や燃料の供給が一時的に途絶えたことから、それ以降、再生可能エネルギーや省エネルギーについての施策の必要性や関心が一層高まっています。さらに、震災に起因する原子力発電所の事故による放射性物質対策も課題となっています。

一方、国際的な環境の動向に的確に対応するため、平成30年に国が策定した「第5次環境基本計画」では、SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指した取組を示しています。

また、令和2年10月には、菅前首相の所信表明で「令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を機に産業構造や経済社会の発展につなげ、経済と環境の好循環を生み出していきたいとしています。

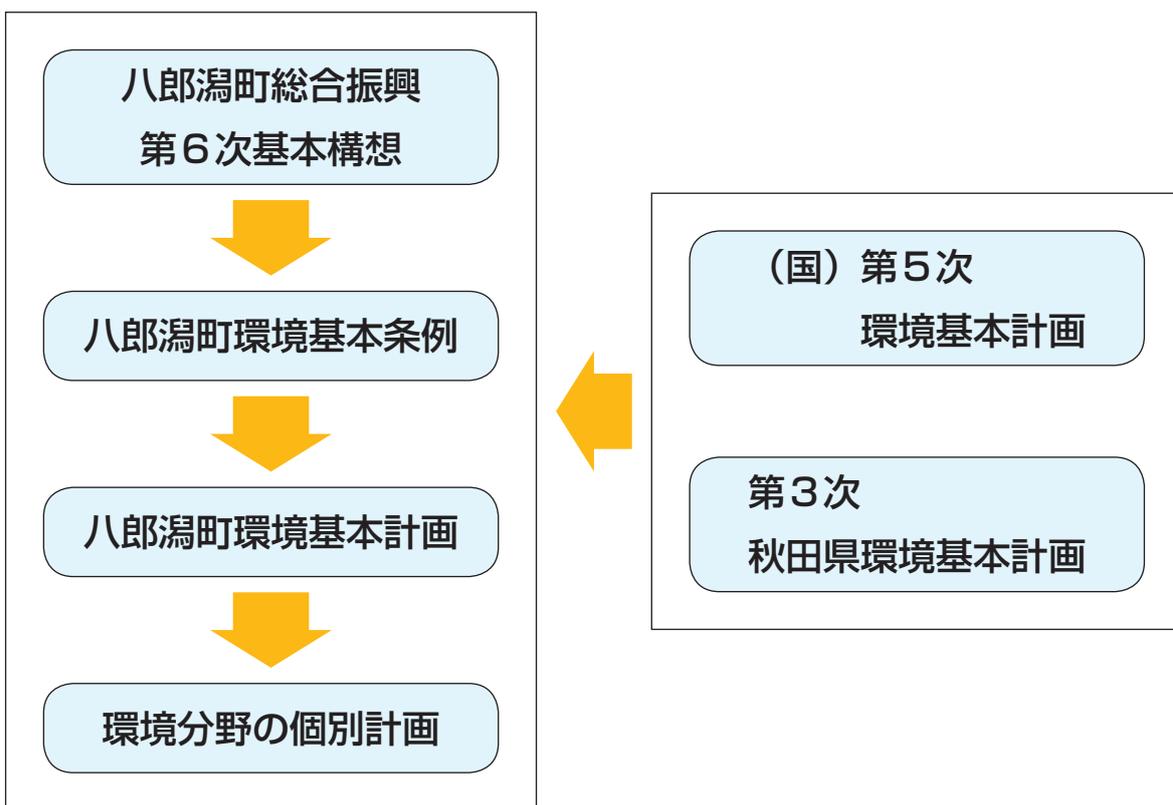
八郎潟町では、平成25年4月に八郎潟町環境基本条例を制定し、八郎潟町の環境施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本町においても、少子化・高齢化や人口減少、就業人口を含む産業構造の変化が生じるなど、地域の状況にも変化があり、ライフスタイルの変化、多様化ともあわせて、住民ニーズも多種多様になってきています。

これらの状況を踏まえて、本計画は、今後の八郎潟町の環境保全等に関する施策を推進するための基本として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、八郎潟町環境基本条例に基づき、町の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する長期的な目標と施策の方向性などを定めることにより、八郎潟町の環境施策を牽引するものです。また、町の最上位計画である「八郎潟町総合振興第6次基本構想」をはじめ、他の関連計画及び国・県の関連計画との整合性を図ります。



3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、八郎潟町全域とします。ただし、八郎湖のように広域的な取り組みが必要な場合や、馬場目川のように流域としてとらえる必要がある場合については、国や県、近隣の自治体と協力して取り組みを進めます。

4 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

対象範囲	環境要素など
水環境	湖や河川の美化、水質汚染、生活用水の保全 など
廃棄物	廃棄物の適正処理、不法投棄、リデュース・リユース・リサイクルなど

生活環境	大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、有害物質 など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
生物多様性	動植物の保護、生態系の維持 など
住民参加	情報の周知・共有、環境教育・学習、環境イベント、活動への支援 など

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10か年とします。ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

<参考条例>

八郎潟町環境基本条例より

（快適な生活環境の確保）

第12条 町は、潤いとやすらぎのある快適な生活環境を確保するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるとともに、生活の場における安全性の確保並びに健康の保護及び増進のために必要な措置を講ずるとともに、快適な生活環境の確保のための活動が地域において自主的に展開されるように、情報の提供、普及啓発、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（生態系に配慮した自然環境の保全）

第13条 町は、多様な生物が微妙な生態系の均衡の中で生息できる自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように努めるとともに、公園その他の公共的施設の整備、及び人と自然とのふれあいを広げるための事業の推進を図るよう、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環利用等の促進）

第14条 町は、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用について、事業者及び町民が行う活動が促進されるように、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境学習、環境教育の推進）

第15条 町は、事業者及び町民が環境の保全についての理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が自主的に推進されることとなるように、環境についての学習及び教育の振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境についての理解が人間形成の上で極めて重要であることから、学校、家庭及び地域において環境の保全についての学習が推進されるように、情報の提供、広報活動の充実、学習の場の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境保全に関する施設の整備）

第16条 町は、環境の保全に関する公共的施設の整備を図るために、必要な措置を講ずるものとする。



第2章

八郎瀉町の現状

第2章

八郎潟町の現状

1 八郎潟町の概要

(1) 自然的・地理的環境

本町は秋田県の県都秋田市の北に位置しており、面積は17.00km²で、県内で最も小さい町です。

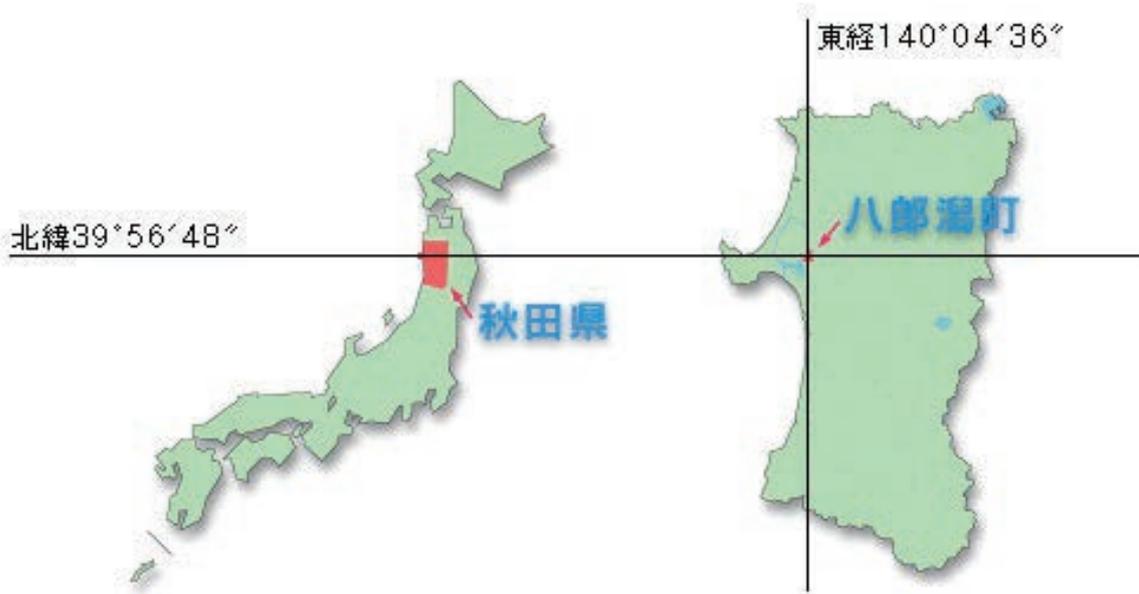
東は五城目町と、西は干拓事業により誕生した大潟村と承水路を隔てて接し、南は馬場目川をはさんで五城目町大川と、北は高岳山系の稜線で山本郡三種町と接しています。町のほとんどは開けた平野です。

気候は、沿岸平野に属することから、裏日本北方型に属し、冬はアジア大陸、夏は太平洋の影響を受けます。気候の変化は内陸より比較的温暖ですが、季節風の影響を著しく受けます。秋田県内では最も積雪量が少ない地域でもあります。また、自然災害が少ないことも特徴の一つです。

町の南北をJR奥羽本線と国道7号が並走し、東は国道285号を經由して大館、鹿角方面へ、西は男鹿半島や八郎潟干拓地の玄関口として県道と結ばれています。

また、秋田市、能代市の中間地点に位置する立地性も起因し、県都秋田市の通勤圏域にもなっています。

本町全域を眺望できる高岳山や八郎湖を眺望できる風光明媚な三倉鼻は、ふるさとの原風景として親しまれています。



(2) 人口・世帯

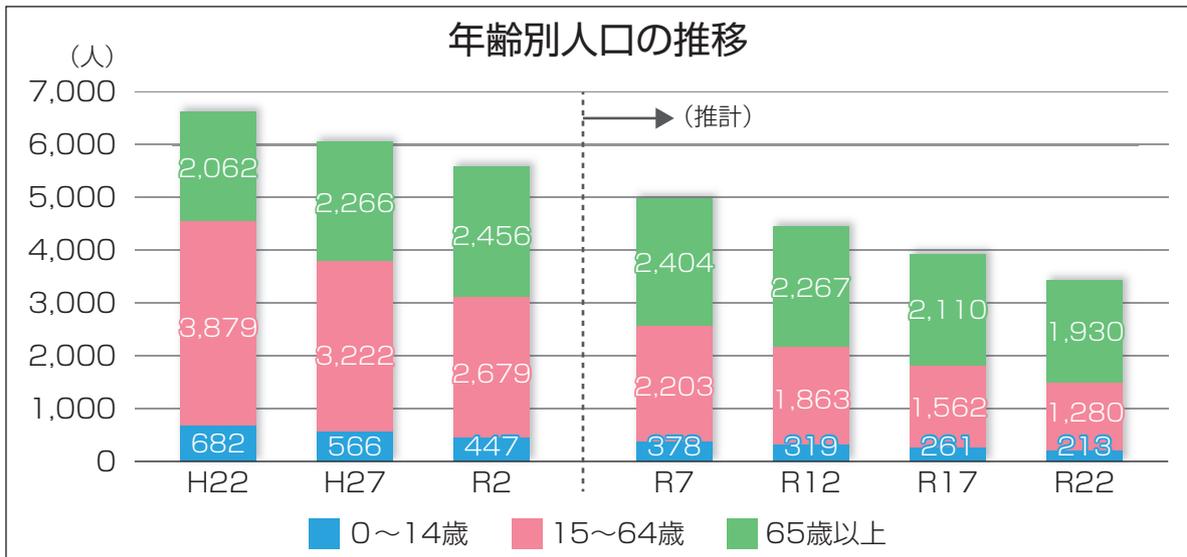
本町の人口は、少子高齢化や核家族化、進学や就職に伴う若者の人口流出が顕著で、国勢調査によると、平成22年には6,623人、令和2年には5,582人となっており、減少が続いています。

さらに今後の人口推計をみると令和22年には総人口3,423人となり、高齢化率は約56%となる見込みです。

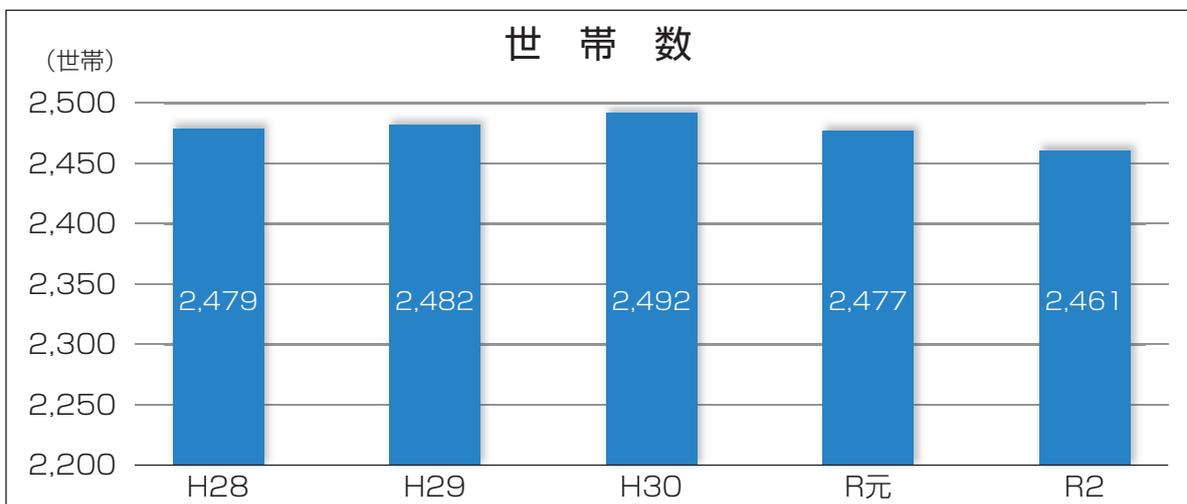
また、本町の世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

(人)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
65歳以上	2,062	2,266	2,456	2,404	2,267	2,110	1,930
15～64歳	3,879	3,222	2,679	2,203	1,863	1,562	1,280
0～14歳	682	566	447	378	319	261	213
合計	6,623	6,054	5,582	4,985	4,449	3,933	3,423



※平成22年～令和2年は国勢調査より、令和7年以降の推計は「日本の地域別将来推計人口（平成27年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より



※資料：八郎潟町町民課

(3) 産業

本町の産業別就業者人口は、第1次産業324人、第2次産業646人、第3次産業1,898人で、それぞれ11.3%、22.5%、66.2%を占めています。

第1次産業である農業は、水稻の栽培が主となっており、当町の基幹産業となっています。

第1次産業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いており、団塊の世代が退職後、兼業農家から専業農家となったことによると思われる就業者数の増加が見られるものの、ほぼ横ばいであります。また、後継者不足も大きな問題となっています。

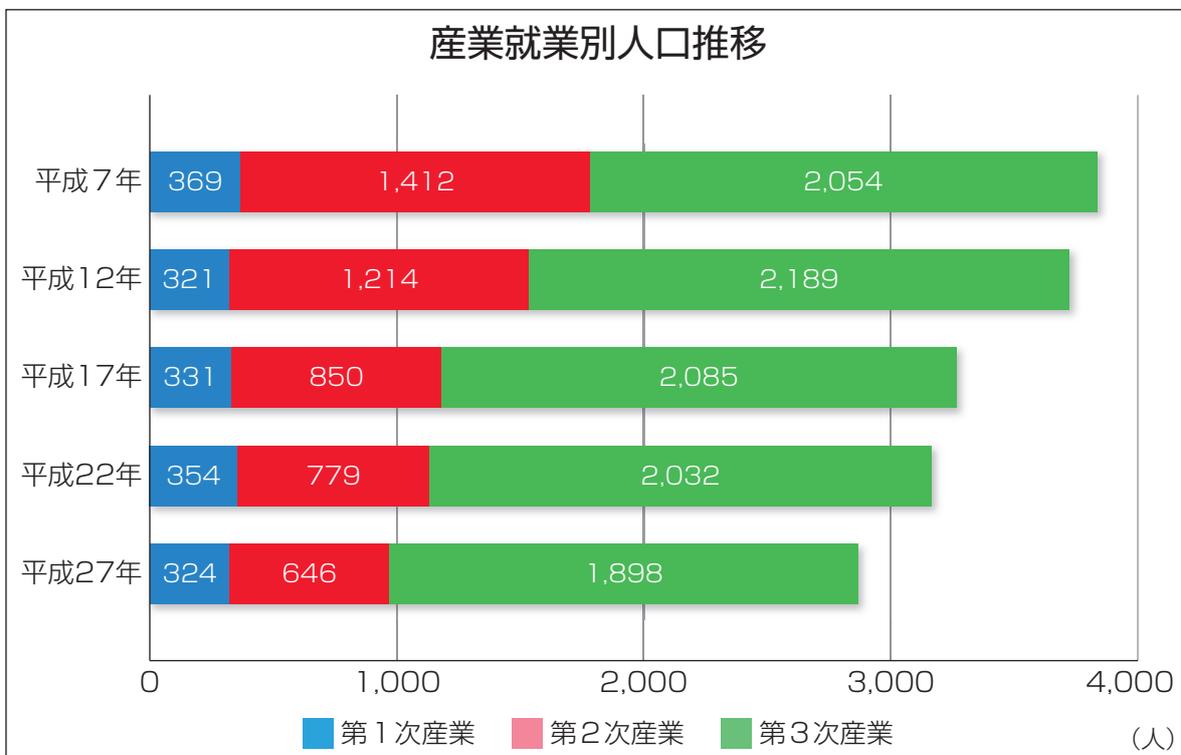
第2次産業も景気の影響を受け、就業者数は減少傾向が続いています。

第3次産業は人口減の影響から就業者総数が減少しているにも関わらずほぼ横ばいで推移し、全体に占める割合は増加してきており、平成27年現在では、全体の66.2%を占めています。

(人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数	3,838	3,726	3,323	3,166	2,915
第1次産業	369	321	331	354	324
第2次産業	1,412	1,214	850	779	646
第3次産業	2,054	2,189	2,085	2,032	1,898

※就業者総数は分類不能分を含む
資料：国勢調査



(4) 土地利用

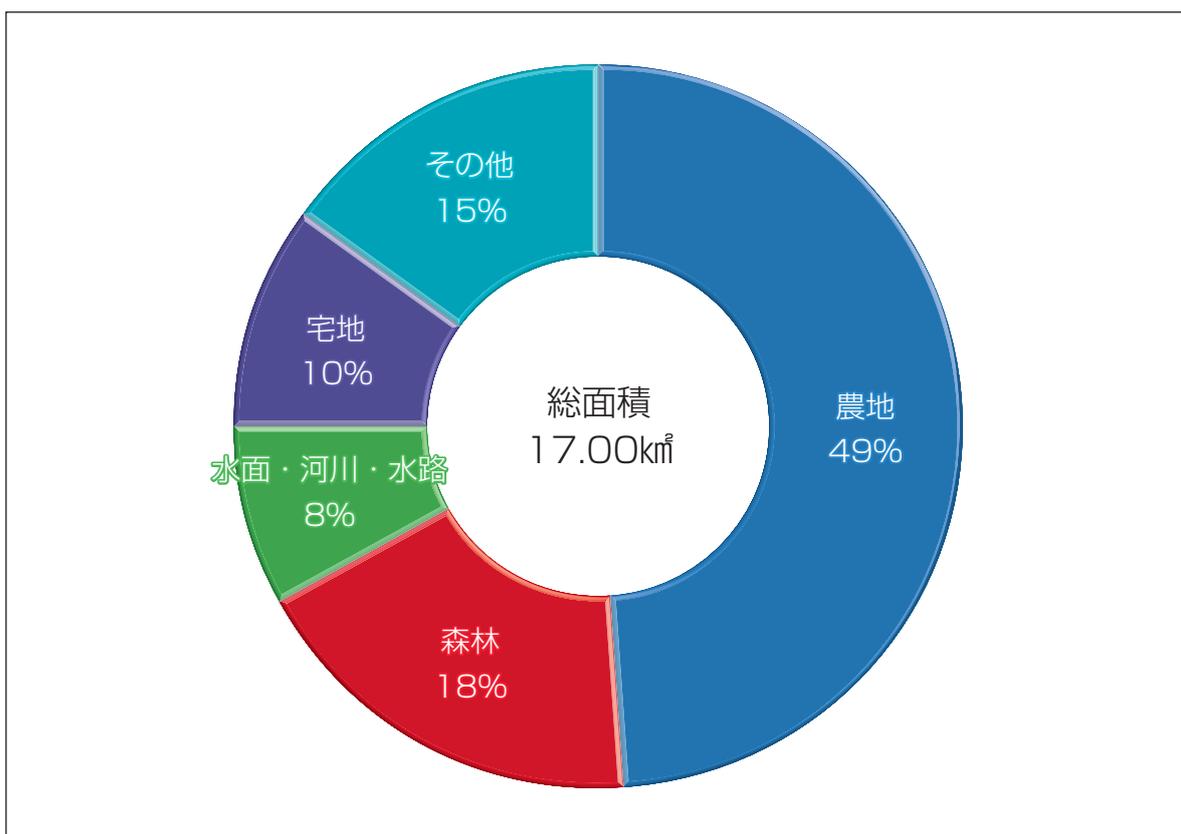
本町は、面積の約半分を農地が占め、八郎湖や馬場目川、高岳山麓の森林など、豊かな自然環境に恵まれています。

その利用状況は、農地49%、森林18%、水面・河川・水路8%、宅地10%、その他15%となっています。

(km²)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
農地	8.29	8.27	8.27	8.27
森林	3.07	3.07	3.07	3.07
水面・河川・水路	1.32	1.32	1.32	1.32
宅地	1.68	1.68	1.68	1.68
その他	2.64	2.66	2.66	2.66
総面積	17.00	17.00	17.00	17.00

※資料：八郎潟町総務課



2 水資源の現状

(1) 八郎湖の水質

八郎湖は、干拓事業によって防潮水門により日本海と遮断されて淡水化し、近隣市町村の農業用水の水源として利用されています。

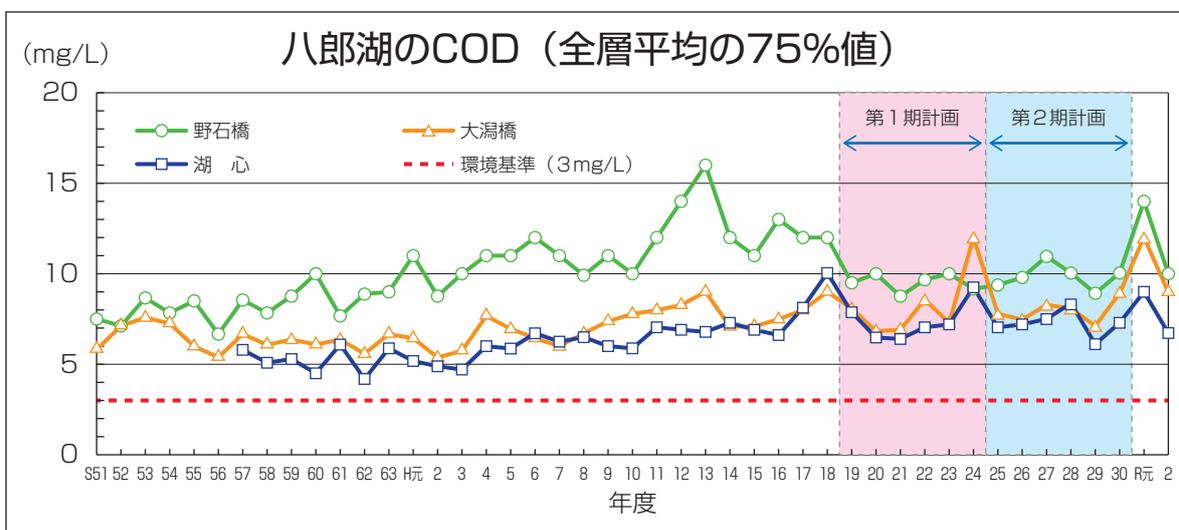
八郎湖の水質は、干拓事業の完了以降、生活排水や農業排水の影響などにより徐々に富栄養化が進行し、近年ではアオコの大量発生など、水質の悪化が顕在化しています。

平成20年3月には湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、秋田県では「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定。この計画は、現在第3期に移行し、関係機関との連携のもと水質保全を図るための各種施策が推進されています。

令和2年度の水質測定結果（CODの平均値）では、全国190湖沼のうち、八郎湖の水質は下から7番目となっています。（※令和元年度は全国188湖沼のうち、下から4番目。）

町では、下水道の普及率を高め、生活排水による負荷の削減に努めているほか、毎年八郎湖クリーンアップを実施し、八郎潟町全域の住民が参加して、湖岸や流入河川岸にうちあげられたごみの回収を行っています。

八郎湖の水質の経年変化

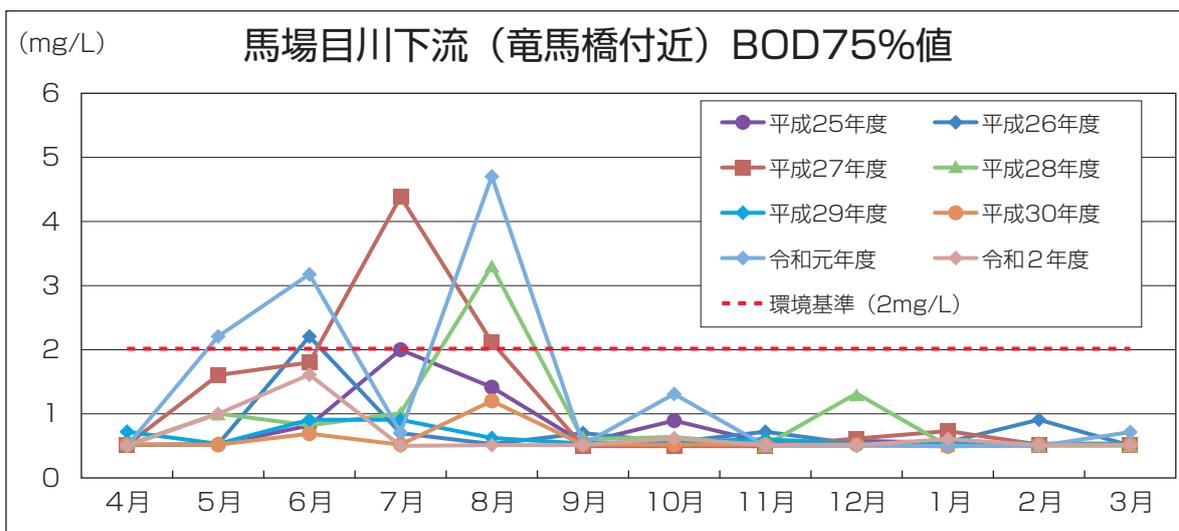


(2) 河川の水質

町に接している2級河川（馬場目川）の水質をみると、冬期間は安定して良好な水質となっていますが、気温が高くなるにつれて水質が悪化し、夏場に八郎湖内でアオコが大量発生するようになると、風などの影響で馬場目川を遡上し水質を著しく悪化させます。

町では、馬場目川を上水道の水源としており、平成18年にはアオコ遡上による水質悪化により、上水道の供給がストップするなど大きな影響を与えています。

町では、アオコの遡上を防止するため、アオコ遡上防止フェンスを秋田県から借用し馬場目川に設置しておりますが、根本的な解決が望まれます。



(八郎湖環境対策室調べ)

※1 「環境基準」は、川の一定の区間及びダム・湖沼で、望ましい水質の目標を定めた値で、川の一定区間毎に類型が指定されており、その類型毎に基準値が定められています。一般に河川ではBOD75%値、ダム・湖沼ではCOD75%値で判断します。

●河川における類型別環境基準は以下のとおりである。（馬場目川下流はA類型）

AA類型 BOD 1mg/l 以下 B類型 BOD 3mg/l 以下 D類型 BOD 8mg/l 以下
A類型 BOD 2 // C類型 BOD 5 // E類型 BOD 10 //

●ダム・湖沼における類型別環境基準は以下のとおりである。（八郎湖はA類型）

AA類型 COD 1mg/l 以下 B類型 COD 5mg/l 以下
A類型 COD 3 // C類型 COD 8 //

(3) 公共下水道及び浄化槽

公共下水道及び浄化槽普及の現状

生活排水処理については、八郎潟町都市計画に基づき下水道施設の整備及び水洗化を促進し、それ以外の地域においては浄化槽の設置を促進しています。

本町の公共下水道は、秋田湾・雄物川流域下水道の臨海処理区として、昭和61年度から整備が進められ、令和2年度末現在では普及率98.7%と高い割合となっており、各家庭の水水洗化率は91.9%となっています。

水環境の汚染原因のひとつとなっている生活雑排水は、下水道や合併浄化槽を利用することで浄化され、環境負荷を低減させることができることから、下水道は生活環境の改善や公共用水域の水質保全のみならず環境問題解決の一分野としても大きな役割を担っています。

公共下水道等の水洗化率 (%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区内人口	6,073	5,963	5,846	5,711	5,562
処理人口	6,009	5,901	5,791	5,639	5,507
公共下水道	98.6	98.6	98.7	99.0	98.7
農業集落排水	—	—	—	—	—
合併浄化槽	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
普及率	98.9	99.0	99.0	98.7	99.0
接続人口	5,436	5,438	5,354	5,218	5,060
水洗化率	90.5	92.1	92.5	92.5	91.9

※平成24年度農業集落排水終了

※公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽

普及率 処理人口÷人口×100 (%)

水洗化率 接続人口÷処理人口×100 (%)

(4) し尿処理

八郎潟町内から排出されるし尿は、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合の施設（通称：湖水苑）において処理されています。

し尿の量は、下水道の普及とともに減少傾向にあります。浄化槽汚泥は、平成24年度で農業集落排水施設が公共下水道に統合され、減少傾向にありましたが、平成30年度から五城目町のし尿・浄化槽汚泥を10年間受け入れて処理する受託契約を交わしたため、大幅に増加しています。

し尿・浄化槽汚泥 処理量 (t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿 (八・井)	423.21	425.31	390.29	329.15	362.90
し尿 (五城目)			998.28	876.15	883.73
小計			1,388.57	1,205.30	1,246.63
浄化槽汚泥 (八・井)	272.66	237.24	254.88	275.37	257.38
浄化槽汚泥 (五城目)			1,000.31	912.50	820.59
小計			1,255.19	1,187.87	1,077.97
合計	695.87	862	2,643.76	2,393.17	2,324.60

資料：八郎潟町・井川町衛生処理施設組合



3 廃棄物処理の現状

これまで、我が国を含む多くの国々では、経済成長の一方で環境破壊を引き起こし、人々の健康や自然環境への影響が懸念され、人々の環境への問題意識が高まっています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動や生活様式を改め、天然資源の使用を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会への転換が必要とされています。

本町では、ごみ処理対策として、ごみの減量・再使用・再生利用の3Rを推進し、ごみ処理量の減量化とともに、資源化に取り組んでいます。

(1) ごみ排出の現状

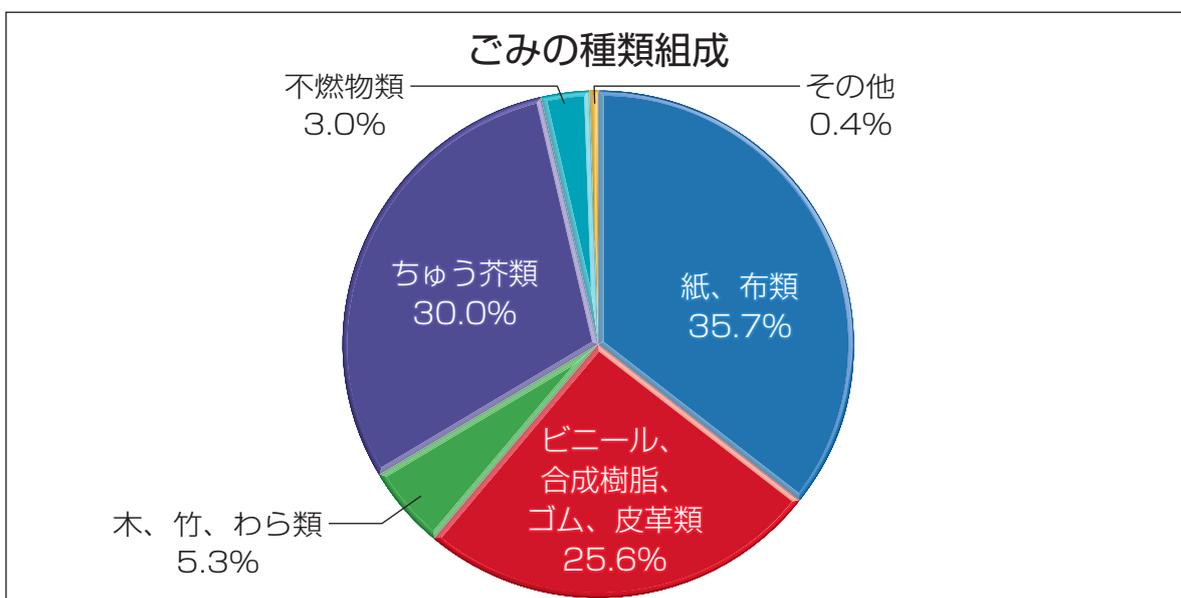
本町のごみは、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ（アルミ・スチール缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール）に分別収集されており、年間のごみ排出量の合計は1,573 tで、町民1人1日あたり763gのごみを出している計算になります。

これは、秋田県平均（994g※）、全国平均（918g※）よりも少ない量となっておりますが、ごみの排出量は横ばいとなっております。

（※「秋田県の一般廃棄物の現状について（令和元年度実績）」）

ごみ排出量

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総排出量(kg)	1,610,290	1,605,490	1,595,090	1,599,280	1,572,820
人口推移(人)	6,133	6,037	5,917	5,790	5,642
1人当たり1日の排出量(g)	719	728	738	756	763



資料：八郎湖周辺クリーンセンター

(2) リサイクル

本町では、紙類（新聞・雑紙・ダンボール）の資源化が125.2 t、空き缶、ビン、ペットボトルなどの資源化が60.1 tとなっており、あわせて185.4 tのごみが資源化されています。

紙類は古紙回収業者へ売却し、その売却益は人口に応じて分配され、各町内会へ還元されています。

リサイクル率については、廃棄物処理量全体に対するリサイクル率は14%で、県平均（15.2%※）を若干下回っており、全国平均（19.6%※）にも達していません。（※「秋田県の一般廃棄物の現状について（令和元年度実績）」より）

(kg)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新 聞	75,100	80,840	74,410	68,590	55,070
ダンボール類	30,430	31,880	32,190	29,180	27,660
雑 誌 類	47,350	43,140	38,610	37,770	42,530
ア ル ミ 缶	7,857	7,166	7,414	7,298	7,317
ス チ ール 缶	6,423	6,104	5,826	5,732	5,753
ビ ン	38,430	37,060	36,800	35,020	35,590
P E T ボトル	11,470	11,060	11,030	11,080	11,520
小 計	217,060	217,250	206,280	194,670	185,440

(3) ごみステーションの管理

本町のごみステーションは、町内会等のごみ排出者自身により設置・管理されています。ステーションには、指定袋に入っていない、袋に記名されていない、分別がきちんとされていないなど、ルールを守らない排出も多く、ステーションの利用者が困っています。

(4) 不法投棄

空き地や山林、河岸など人目の付きにくいところへの投棄や、八郎湖へ訪れる釣り客などによるごみのポイ捨て等、不法投棄が絶えません。

特に、山林や河川には家電製品や廃タイヤ、家屋廃材や農業用ビニールなど比較的大きなものが、まとまった量で投棄されるなど、悪質なケースがみられます。

また、河川や湖の漂着ごみも問題となっており、漂着ごみは流木等の自然物だけでなく、プラスチック類や缶類などの人工物が多く、八郎湖クリーンアップでも相当な量のごみが回収されています。

これらのごみによる環境や景観の悪化、動植物への影響などが懸念されています。

4 生活環境の現状

潤いとやすらぎのある快適な生活環境を確保するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるとともに、生活の場における安全性の確保に必要な措置を講じます。また、快適な生活環境の確保のための活動が地域において自主的に展開されるように、情報の提供、普及啓発、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 大気環境

本町では、空気が汚れているなどの苦情はなく、大気環境は概ね良好であります。年間数件、稲わら等の野焼きに対する苦情が寄せられています。現在、比較的良好な環境にあるとはいえ、これらの問題は顕在化されない場合が多いと考えられます。今後、さらに野焼きの防止に努め、良好な大気環境の維持を図っていく必要があります。

また、近年では「微小粒子状物質（PM2.5）」の影響も懸念され、現在、秋田県が県内の8か所において常時行っている測定では、問題のないレベルで推移しております。

(2) 騒音・振動・悪臭

本町では、交通渋滞等による道路交通騒音や、事業所活動による騒音が問題になったことはありませんが、近隣生活騒音については、苦情・相談が寄せられることがあり、引き続き対応が必要になっています。

振動については、これまで特に問題になったことはありません。

悪臭については、飼い犬や野良猫の糞尿等によるものなど、生活環境に関する苦情・相談が寄せられています。

(3) 空き家等

人口減少社会とともに、空き家が増加傾向にあります。長期にわたって不在や建替えのために取り壊し予定の住宅は適切な管理がなされないまま放置される場合が多く、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすことから解体等の対策が求められています。

(4) 動植物

八郎潟町は湖や河川などの水辺、山や森林など、豊かな自然に囲まれた地域であり、野生動植物にとって良好な生息環境を有していることから、多くの動植物がみられます。

しかしながら、近年は野生動物の生息地やえさの減少などから、奥山に生息している熊などの動物が人里へ現れたりするケースも増えており、農作物等への被害が生じています。

また、ブラックバス等の外来種は、その地域にもとからいた生き物を捕食したり、生息場所や食べ物を奪うなど、地域固有の生態系を脅かしています。

5 エネルギーの循環・有効利用の現状

(1) 省エネルギー・再生可能エネルギー

我が国全体の温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素が約9割を占めており、その多くが化石燃料由来とされています。化石燃料への依存を軽減することが二酸化炭素の排出抑制になるため、再生可能エネルギーへの転換と並行して、化石燃料の使用抑制、省エネルギーの取り組みなどを推進することが大切です。

太陽光発電システムについては、平成23年度に農村環境改善センターへ、平成26年度に八郎潟中学校、旧小学校体育館（第2町民体育館）への導入をしています。

しかし、再生可能エネルギーの導入は、初期投資が高額であることが障害となっており、なかなか進んでいない状況です。

(2) 地球温暖化

地球温暖化がもたらす、異常気象の増加、海水面の上昇、生態系の変化などの深刻な環境の変化が世界各地で起きています。これにより、私たちの生活や生命は脅かされており、地球規模の環境保全が必要とされています。

国では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律の制定など様々な対策を進めてきていますが、化石燃料の使用抑制、再生可能エネルギーへの転換や気候変動への適応など、国や県、事業者等と連携して、さらなる対策に取り組む必要があります。

第3章

計画の目標

第3章

計画の目標

1 基本目標

快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり

本町では、平成28年の八郎潟町総合振興第6次基本構想から一貫して「人と地域が輝く心豊かな協働のまち八郎潟」を基本理念に、まちづくりを進めています。

この基本構想で掲げる基本理念及び環境基本条例の基本方針実現に向けて、環境の保全に関する取り組みを推進いたします。

2 基本方針

八郎潟町環境基本条例の第8条（環境優先の理念及び配慮）及び第9条（広域的な環境保全）を基本方針とする。

<参考条例>

八郎潟町環境基本条例より

（環境優先の理念及び配慮）

第8条 町は、自らが策定し実施する施策について、環境優先の理念の下に、環境の保全を図ることを旨として行わなければならない。

2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

（広域的な環境保全）

第9条 町は、自らが策定し実施する施策について、町域のみならず、広域的な観点に立って環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定及び実施を必要とする環境の保全に関する施策については、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力してその推進を図るように努めなければならない。

3 施策の体系

【基本目標】	【取り組むべき施策内容】
1 豊かな水環境の保全	(1) 八郎湖の水質保全・改善対策 (2) 河川を取り巻く環境の保全 (3) 生活排水対策
2 廃棄物の減量及び資源の循環的利用	(1) 3Rの推進と廃棄物の減量化 (2) 循環型社会の構築 (3) ごみステーションの管理 (4) 不法投棄の防止
3 生活環境	(1) 大気環境の保全 (2) 悪臭防止対策 (3) 騒音・振動対策 (4) 空き家等対策 (5) その他の環境被害の防止
4 地球環境	(1) 地球温暖化防止対策 (2) 省エネルギーの推進 (3) 再生可能エネルギーの推進 (4) 庁舎内における環境配慮の推進
5 生物多様性	(1) 動植物の保護 (2) 生態系の維持 (3) その他
6 住民参加	(1) 環境教育・学習 (2) 環境イベント (3) 活動への支援



第4章

施策の展開

第4章

施策の展開

1. 豊かな水環境の保全

本町では、生活排水や農業排水による河川や湖の汚染問題があり、近年、下水道の普及等によって、生活排水による環境負荷は減少傾向にありますが、水田の代かき時期を中心とした農業濁水の流出等が問題となっており、日常生活の中で環境に配慮した行動をとることが必要です。今後、町民の主体的な活動により、水環境の改善を促していきます。

八郎湖は全国でも有数の釣りスポットとして知られており、ごみのポイ捨てなどによって環境に悪影響を与えることも考えられます。そのため、釣り客にも理解と協力を求めていくことが重要です。

河川は、生活に必要不可欠な上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物の生息地であり、自然と人とのふれあいの場でもあることから、河川管理者と連携して、水環境を保つための取り組みを推進することが重要です。

また生活排水対策については、八郎湖等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の接続率向上を目指します。

水質の改善については、長期的な視点で取り組んでいく必要があります。

(1) 八郎湖の水質保全・改善対策

- ・ 県や流域市町村と連携を図り、県の八郎湖に係る湖沼水質保全計画に沿った取り組みを進め、八郎湖の水環境の改善に努めます。
- ・ 農薬・化学肥料の軽減を推奨し、環境負荷の少ない農業の拡大を推進します。
- ・ 多面的機能支払交付金制度を活用し、毎年実施している花壇による環境美化活動、水保全による水質調査、排水路整備などの住民活動を継続して支援していきます。
- ・ 代かきによる汚濁水の流出防止のため、浅水代かきの励行、無代かき栽培、無落水移植栽培の普及について検討を行います。



(2) 河川を取り巻く環境の保全

- ・ 水環境を保つため、湖や河川に捨てられたり漂着したりしているごみの清掃活動を実施します。
- ・ 排水路の適切な維持管理を実施し、排水路環境を良好に保つよう努めます。
- ・ きれいな水環境は、快適な暮らしを営む生活環境形成のための重要な基盤のひとつであることから、水の重要性についての普及啓発に取り組みます。
- ・ 放置されている船舶は、河川管理者や漁協等と協力して対応し、放置者が判明した場合は、その者の責任において撤去を指導します。
- ・ アオコの遡上による住民生活への悪影響を最小限に抑えるため、アオコ遡上防止シルトフェンスの設置を継続します。

(3) 生活排水対策

- ・ 下水道計画区域内については、下水道への接続を促進し、浄化槽計画区域内については浄化槽の設置を促進することにより、水洗化を積極的に進めます。
- ・ 令和7年度までに水洗化率95%を目標とします。



2. 廃棄物の減量及び資源の循環的利用

廃棄物処理は、私たちにとって一番身近な環境問題ともいえます。ごみの減量は処理費用の低減につながるばかりでなく、さらに焼却処理や収集運搬によって発生する二酸化炭素の排出量の抑制などにもつながります。

八郎潟町では、平成7年よりごみの有料化を実施し、ごみの減量化と分別の適正化を図っています。

ごみの減量化・資源化の推進及び処理体制を充実し、ごみの発生抑制と、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑制（リデュース）、発生したごみは再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）と循環的利用を進め、環境負荷を最小限に抑えた処分をすることが必要です。

現在、ごみとして捨てられているものの中には、資源として利用可能な物もたくさん含まれています。分別の適正化をさらに進めることにより、リサイクル率を高めていきます。

空き地や山林など、人目に付きにくいところへの不法投棄が絶えません。特に、八郎湖岸、河岸へのポイ捨て、林道への粗大ごみの投棄が多くなっています。不法投棄をなくすため、根気強く対策を進めていく必要があります。

（1）3Rの推進と廃棄物の減量化

- ・ごみ減量化のため3R運動を推進します。
- ・買い物時にマイバッグを持参することを推奨していきます。
- ・町民や事業者が、ごみの減量化や再資源化を主体的に取り組めるよう、広報紙等によりこまめに情報提供し、マイバッグ運動の奨励など必要な支援策を講じます。
- ・現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとして分別しているごみの中でもさらに、資源として再利用可能なプラスチックごみなどについては、八郎湖周辺清掃事務組合と連携しながら、新たに資源物の分別区分に追加することを検討します。

（2）循環型社会の構築

- ・携帯電話やデジタルカメラなどは、役場に設置している使用済み小型家電回収ボックスがあることを周知して回収を推進します。
- ・外で利用したビン・缶・ペットボトルは所定のリサイクルボックスに入れたり、家庭に持ち帰り、町の資源ごみに出したりすることを推進します。
- ・古紙は「燃えるごみに出さない、ポイ捨てをしない」をモットーに回収量を増やすように努めます。
- ・食用油の廃油は、家庭や学校給食調理場等の協力を得て、収集量を高めるように努めます。

(3) ごみステーションの管理

本町のごみステーションは、町内会等のごみ持込者自身により設置、管理されており、ごみ持込ルールはかなり浸透しているものの、ステーションによっては、指定袋に入っていないごみや、収集日以外のごみ、分別が不十分なおみなど、ルールを守らない持込も散見され、ステーション利用者を困らせています。ステーションへの不適正持込に対し、ステーション利用者への啓発や、排出者を特定できる場合は、直接持込者へ指導するなどの対策に努めます。

(4) 不法投棄の防止

湖、河川、山林などへの不法投棄が点在しており、今後、監視カメラの設置やパトロール強化などを行い、不法投棄対策を進める必要があります。

- ・不法投棄防止のため、広報誌、ホームページなどによる啓発活動を推進します。また、ごみの適正処理と分別の啓発に努めます。
- ・不法投棄監視活動として、監視及びパトロールの強化を行います。
- ・不法投棄があった場所には、再投棄の防止を図るため、不法投棄防止看板を設置します。

八郎湖の釣り客等の滞在者への啓発について、目につきやすい場所への看板の設置等、わかりやすい周知に努めます。

3. 生活環境

日々の安全や健康を守り、安心して暮らしていけるまちづくりが求められています。美しく健やかなまちの構成要素である良好な生活環境を守り、さらに環境の汚染を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、環境教育の推進や環境に対するモラルの向上に努めます。

(1) 大気環境の保全

大気汚染の原因は主に工場などから排出されるガスや、自動車の排気ガスとされています。これらのガスが人体に取り込まれることにより健康へ影響があるものについては環境基準が定められています。苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。

(2) 悪臭防止対策

悪臭については、事業所を原因とするものは報告されていません。しかし、生活環境に関連するものの相談が寄せられることがあり、良好な生活環境を守る取り組みが必要です。苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。

(3) 騒音・振動対策

騒音・振動等の苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。

(4) 空き家等対策

管理されていない可能性のある所有者に対して適正な維持管理を要請するなど、危険空き家の解体による防災、防犯の向上、生活環境の保全を図り、地域の実情に応じた取り組みを促進します。苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。

(5) その他の環境被害の防止

苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。

4. 地球環境

地球の限りある資源と我々の生活を恵んでくれる環境を地域、あるいは自分たちが日々の取り組みから保全していくことが大切です。また、後世に残す責任があります。そのためには、町民を含む本町に関係する一人ひとりが環境への高い意識を持ち、今日の環境問題に対して積極的に取り組んでいくことが重要です。

(1) 地球温暖化防止対策

- ・地球温暖化の主な原因とされる人為的に発生する温室効果ガスを総合的・計画的に削減するための国や県で示している施策・指針を推進します。
- ・温室効果ガスの抑制に向けた行動に取り組み、また再生可能エネルギーの積極的な導入を推進し、環境負荷の低減に努めます。

(2) 省エネルギーの推進

- ・環境配慮行動を推進します。
- ・各家庭や事業所で消費されるエネルギーを抑えます。
- ・自家用車及び公用車のエコドライブ意識の高揚を図ります。
- ・近くに外出する際は、車での移動を控えて自転車や徒歩での移動を推進します。
- ・高効率型照明機器（LEDなど）の導入に努めます。
- ・公用車の更新にあたっては環境にやさしいエコカーなどの導入に努めます。

(3) 再生可能エネルギーの推進

- ・公共施設を新たに建設する場合、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。また、今後も既存施設へ太陽光など再生可能なクリーンエネルギーの導入を検討します。
- ・公共施設に設置された太陽光発電設備による発電量やCO₂排出削減量等についての情報を表示し環境学習に役立てます。
- ・町民のソーラーパネル設置を奨励し、支援策を検討します。

(4) 庁舎内における環境配慮の推進

- ・クールビズ、ウォームビズの実施により冷暖房等の省エネを推進します。
- ・蛍光灯のこまめな消灯やパソコン等の低消費電力による節電に努めます。
- ・紙類の使用量を抑え、資源化可能な紙類はリサイクルするよう努めます。
- ・大量な水の使用や流しっぱなしを控えて節水に努めます。
- ・使い捨て製品の使用を避け、極力ごみを出さないよう努めます。

5. 生物多様性

多様な生物が微妙な生態系の均衡の中で生息できる自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように努めるとともに、公園その他の公共的施設の整備、及び人と自然とのふれあいを広げるための事業の推進を図るよう、必要な措置を講じます。

(1) 動植物の保護

- ・ 生物の生息状況の把握する調査を進め、生息環境の保全を推進します。また、町内の東部承水路及び池沼などにおける水鳥などの保護に努めます。
- ・ 特定外来種の侵入や駆除防止対策に努めます。

(2) 生態系の維持

生態系に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の生息状況などは、国・県・関係機関等と連携して定着実態等の把握及び情報共有に努めるとともに、有効な防除対策の検討や広報紙等による普及啓発等を実施します。

(3) その他

苦情や通報に迅速に対応できるよう努力します。



6. 住民参加

学校や地域における環境教育・環境学習の推進など、環境問題に積極的に取り組み、専門的知識を持った指導者・技術者などを活用する施策を展開します。

八郎湖周辺清掃事務組合と連携し、リサイクル施設、熱回収施設の見学を積極的に受け入れ、資源循環を伝える環境教育の場として活用していきます。

(1) 環境教育・学習

- ・環境保全に関する講演会を実施します（省エネ、ごみ、水環境）
- ・広報紙、ホームページ等を通して環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
- ・図書館など環境学習の拠点となる施設の機能の充実と活用を図ります。
- ・町内会やサークル活動など幅広い層を対象にした講座やイベントを通じて、環境に係る普及啓発の取り組みに努めます。

(2) 環境イベント

- ・八郎湖クリーンアップや全町清掃デーをはじめとする地域の環境イベントへの参加を積極的に呼びかけます。
- ・家庭や地域で環境保全活動に取り組める機会の充実を図ります。
- ・住民が興味を持ちやすいイベントや、他イベントとのタイアップなどの検討を進めます。

(3) 活動への支援

- ・地域や事業者が行う自主的、主体的な取り組みを支援し、より大きな活動につながるよう働きかけます。

第5章

計画の推進

第5章

計画の推進

1 町民、事業者、行政の役割の明確化

本計画の推進に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要であり、これらの仕組みを構築するために地域の課題や今後の方向性について共通の認識を持ち、各主体が環境に対する取り組みを自主的に実践するとともに、お互いを尊重し、連携・協力して取り組むことが重要です。

<参考条例>

八郎潟町環境基本条例より

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、又は実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、事業者及び町民が行う、環境の保全に関する事業又は活動（以下「環境保全活動」という。）に協力協働しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴い、良好な環境を阻害することがないように、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に環境保全対策を推進するものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、資源及びエネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制等を進めることにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、町が行う環境の保全に関する施策並びに町民が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によつて良好な環境を損なうことのないように互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギー等の使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 町民は、町が行う環境の保全に関する施策並びに事業者が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

町民の役割

日常生活において環境に配慮した取り組みを実践できるよう、環境問題について考え、自分自身の生活習慣を見直し、実行に移すよう努めます。

事業者の役割

自らの事業活動が環境に負荷を与えることを十分に認識し、持続可能な社会を実現させるため、環境への負荷の少ない事業活動を追求します。

行政の役割

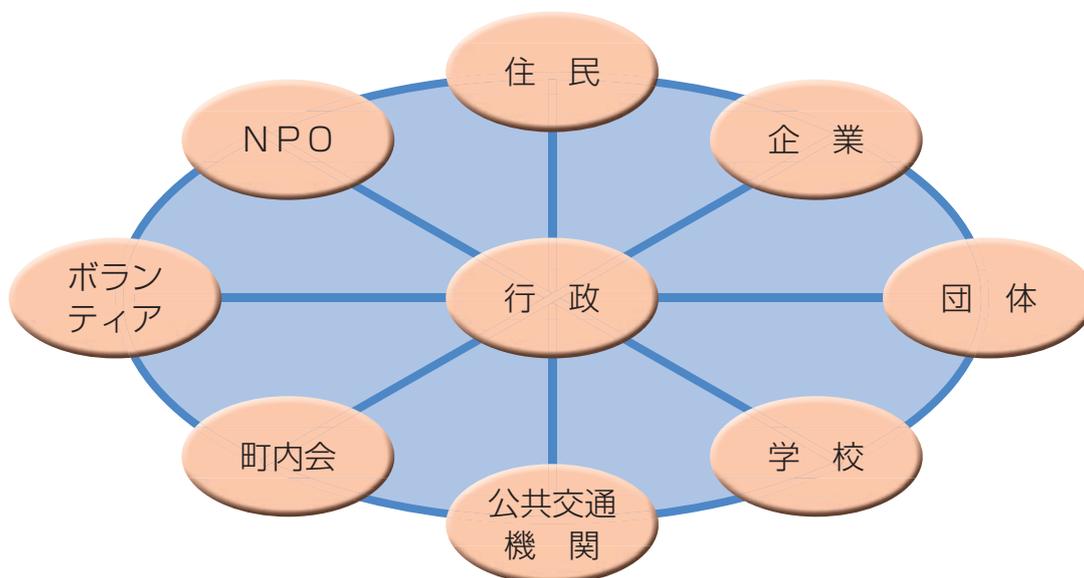
町の環境を保全するため、積極的に施策を推進していきます。

環境保全のための地域全体での協働

環境対策は、一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねで実現されます。本計画においても、様々な環境課題に対して施策の方向性を示し、施策ごとに「誰が」「何に」取り組むのかということを確認していきます。

また、八郎潟町特有の環境課題に地域全体で取り組むことは、八郎潟町への愛着や定住意識の高揚にもつながるため、行政における施策の推進、住民や団体からの積極的な参加、事業所や学校での環境意識の向上など、地域全体を巻き込んだ環境施策を推進します。

■地域全体での協働イメージ



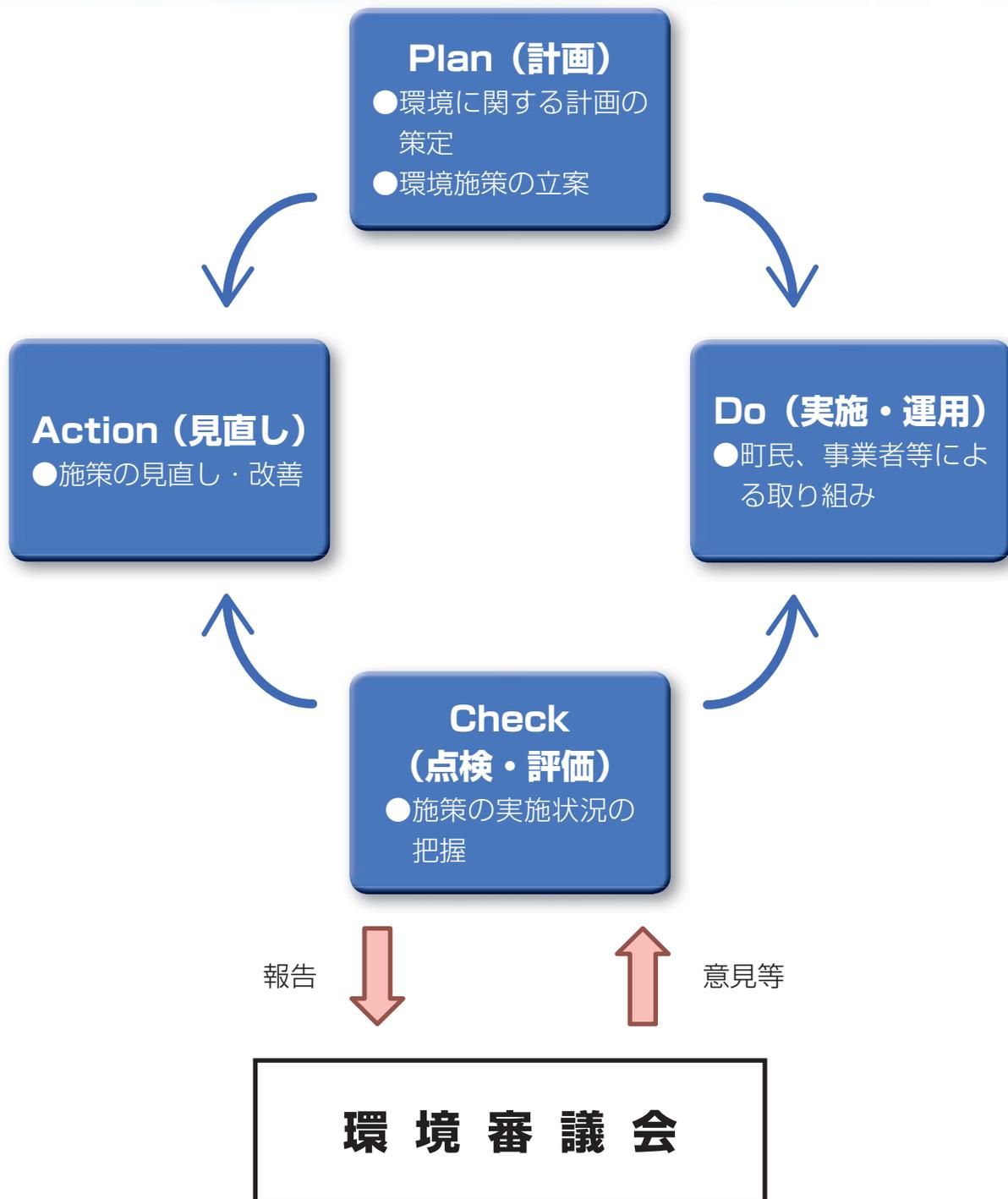
2 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、十分な連携、分担のもと、環境基本計画の進行を管理しながら、継続的に取り組みを進めます。

(2) 進行管理

本計画の推進にあたっては、環境管理システムの基本的なサイクル（PDCAサイクル）にのっとった形で管理します。このPDCAサイクルは、「計画（方針・目標の設定）⇒実践⇒点検⇒見直し」という手順を繰り返しの中で継続的に改善を図りながら進行管理を行います。



資料編

資料編

○八郎潟町環境基本条例

平成25年3月25日

条例第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋及び湖沼等の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることから、環境の恵みを等しく分かち合うための公平な役割分担によつて、将来の町民に良好な環境を引き継いでいけるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深めることにより、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。

3 環境の保全は、資源が有限であり、環境の復元力もまた限界があることを認識し、すべての者が環境への負荷を低減する努力を続けることにより、持続的発展が可能な社会が築き上げられるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2章 地域の各主体の連携及び責務

(地域の各主体の連携)

第4条 町、事業者及び町民は、それぞれの役割の中で良好な環境の保全と創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携していかななければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、又は実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、事業者及び町民が行う、環境の保全に関する事業又は活動（以下「環境保全活動」という。）に協力協働しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動に伴い、良好な環境を阻害することがないように、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に環境保全対策を推進するものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、資源及びエネルギー等の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制等を進めることにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、町が行う環境の保全に関する施策並びに町民が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

(町民の責務)

- 第7条 町民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によつて良好な環境を損なうことのないように互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギー等の使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 町民は、町が行う環境の保全に関する施策並びに事業者が行う環境保全活動に協力協働するものとする。

第3章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等についての基本方針

(環境優先の理念及び配慮)

- 第8条 町は、自らが策定し実施する施策について、環境優先の理念の下に、環境の保全を図ることを旨として行わなければならない。
- 2 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

(広域的な環境保全)

- 第9条 町は、自らが策定し実施する施策について、町域のみならず、広域的な観点に立つて環境保全が図られるように努めるとともに、広域的な策定及び実施を必要とする環境の保全に関する施策については、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力してその推進を図るように努めなければならない。

第2節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

- 第10条 町長は、環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向と指針、その他の重要事項を定めるものとする。
 - 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ八郎潟町環境審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表し、周知しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第11条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めるものとする。

第3節 環境の保全のための基本施策

(快適な生活環境の確保)

第12条 町は、潤いとやすらぎのある快適な生活環境を確保するため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるとともに、生活の場における安全性の確保並びに健康の保護及び増進のために必要な措置を講ずるとともに、快適な生活環境の確保のための活動が地域において自主的に展開されるように、情報の提供、普及啓発、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生態系に配慮した自然環境の保全)

第13条 町は、多様な生物が微妙な生態系の均衡の中で生息できる自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように努めるとともに、公園その他の公共的施設の整備、及び人と自然とのふれあいを広げるための事業の推進を図るよう、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 環境の保全を推進するための施策

(資源の循環利用等の促進)

第14条 町は、廃棄物の減量及び資源の循環的な利用について、事業者及び町民が行う活動が促進されるように、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境学習、環境教育の推進)

第15条 町は、事業者及び町民が環境の保全についての理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動が自主的に推進されることとなるように、環境についての学習及び教育の振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 町は、環境についての理解が人間形成の上で極めて重要であることから、学校、家庭及び地域において環境の保全についての学習が推進されるように、情報の提供、広報活動の充実、学習の場の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境保全に関する施設の整備)

第16条 町は、環境の保全に関する公共的施設の整備を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境審議会

(組織)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、町の区域における環境の保全に関し基本的事項を調査審議するため、八郎潟町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
1 環境基本計画に関する事項
2 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。
4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
1 諸団体の代表者
2 学識経験を有する者
3 関係行政機関の職員
4 その他町長が適当と認める者

- 5 前項に掲げる委員は、20人以内で組織し、任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第5章 推進体制等

(推進体制)

第18条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(町以外の者への協力要請)

第19条 町は、町以外の者が町域の環境に影響を及ぼすと認められる事業の計画及び実施に当たっては、本条例の趣旨が生かされるように、協力を求めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者その他の本町に一時滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、町が行う環境の保全に関する施策並びに事業者及び町民が行う環境保全活動に協力するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○用語の説明

COD（シーオーディー：化学的酸素要求量）

海水などに含まれる被酸化性物質を、酸化剤を用いて一定の条件のもとで酸化するときに消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したものです。数字が小さいほど水質がよいとされています。

BOD（ビーオーディー：生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって分解去れる時に消費される酸素の量を表され、数字が小さいほど水質がよいとされています。

75%値

年間観測データを良いほうから並べて上から75%目の数字です。

BODやCODの環境基準はこの75%値で評価します。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の主として家庭から排出される生活ごみ、し尿等の廃棄物をいう。

ウォームビズ

秋季、冬季には厚着をすることによって、暖房設備のエネルギー使用量を減らそうという運動。

「ノーネクタイ、ノージャケット」の軽装を勧めた夏の「クールビズ」の秋冬版。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた国際社会共通の目標で、17のゴールと169のターゲット（具体目標）で構成されている。

温室効果ガス

大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素（CO₂）のほかに、メタン（CH₄）、フロン、亜酸化窒素（N₂O）なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が大きいとされる。

クールビズ

地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消効果をはかり、環境省が推奨している夏のビジネス用軽装の愛称。夏の間、室内の冷房温度を28℃程度に設定しても効率的に働けるように、体感温度が2度程度下がるとされる「ノーネクタイ、ノージャケット」スタイルで活動することを意味する。ビズはビジネスの略で、クールに「格好良い」と「涼しい」の意味をもたせている。

再生可能エネルギー

半永久的に自然界から得られ、継続利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料やウラン燃料などと異なり、自然の営みによってエネルギー源が絶えず再生・供給されるため、こよばれている。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス（生物資源）などがある。

産業廃棄物

工場等における事業活動に伴って生じる、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

循環型社会

環境への負荷を減少すべく、自然界から採取する資源を少なくし、持続可能な形で循環させることによって、廃棄されるものを抑える社会。生産、消費を抑えることでごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R（Reduce、Reuse、Recycle）を国として積極的に推進している。循環型の生活を提唱する、エコロジーやスローライフといったライフスタイルとしても浸透してきている。

3R（スリーアール）

大量廃棄社会から循環型社会への転換が求められる中で、ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語。リデュース（Reduce 廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用・再資源化）という英語の頭文字をとった言葉。発生源からごみを断つという意味で、リフューズ（refuse ごみになるものは買わない）を加えて、4Rと呼ばれる場合もある。

生物多様性

人類をも含む約3千万種と言われる地球上の生物が、互いに結びつきバランスをとりつつ存在している状態をさす。

地域循環共生圏

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域資源を活かし自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かすという地域づくりの考え方で、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすとされる。人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス等が原因であるとされ、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

八郎潟町環境審議会委員名簿

No	所 属	役 職 等	氏 名
(1) 諸団体の代表者			
1	湖東三町商工会	青年副部長	齊藤 幸平
2	JAあきた湖東八郎潟支所	支 所 長	小野 寛
3	八郎湖増殖漁業協同組合	組 合 長	小林 金一
4	八郎潟町婦人会	会 長	佐藤 操
5	日本機械工業（株）秋田工場	工 場 長	工藤 和則
(2) 学識経験を有する者			
6	八郎潟小学校・中学校	校 長	小野 武紀
(3) 関係行政機関の職員			
7	秋田地域振興局福祉環境部	地域環境専門員 兼 次 長	堀内 和之
8	秋田県環境管理課八郎湖環境対策室	主 幹	大野 進一
(4) その他町長が適当と認める者			
9	元八郎潟エコ活動グループ		野村 勇一
10	元八郎潟エコ活動グループ		近藤美喜雄
11	浦大町町内会長	会 長	伊藤 繁
12	2区町内会廃棄物減量推進委員		石川 儀明
13	八郎潟町指定ごみ収集業者		村井 健士
14	産業廃棄物収集業者		嶋崎 健治

八郎潟町環境基本計画

発行：令和4年3月

編集発行：八郎潟町

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地
TEL 018-875-5800 FAX 875-3096
ホームページ <http://www.town.hachirogata.akita.jp/>

印刷：一日市印刷

〒018-1614 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田98-11
TEL 018-875-2038 FAX 875-3971

